

第2回統計作成プロセス部会 議事録

1 日時 令和3年6月10日（木）10:00～12:03

2 場所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香（部会長代理）、川崎 茂、神田 玲子、椿 広計

【臨時委員】

成田 礼子

【専門委員】

篠 恭彦、西 美幸

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長、澤村専門官、大浦室長補佐

統計作成支援室：谷道室長

4 議題

- （1）点検・評価ガイドラインに基づく取組状況について
- （2）要求事項等検討タスクフォースの審議状況について
- （3）その他

5 議事録

○津谷部会長 おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から第2回統計作成プロセス部会を始めさせていただきます。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が再延長されたことを受けまして、感染拡大を抑制するため、オンラインによる遠隔開催とさせていただきました。委員、臨時委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、何かと御不便をおかけするかとと思いますが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、事前に配布させていただいた議事次第を御覧ください。本日はまず統計委員会の、いわゆる「再発防止策建議」を踏まえ、各府省が進めている点検・評価の取組状況を共有し、取組の支援や充実などに向けた御意見をいただきたいと考えております。

また、昨年年第1回統計作成プロセス部会開催時に本部会の下に設置いたしました要求事項等検討タスクフォースにおける審議状況を共有し、今後の検討の方向性などについても御意見をいただきたいと考えております。

この議題に沿いまして、資料1と資料2のほか、参考資料として、前回の部会議事概要、また資料2の補足資料として席上配布資料をそれぞれ事前に送付させていただいております。よろしいでしょうか。

また、通信状態に不備等が生じておりませんか。私の声が聞こえておりますでしょうか。改めて御確認いただきまして、もし聞こえにくいようでしたら、チャットなどを通じて、御連絡をいただければと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。御存じのように本部会は昨年10月の第155回統計委員会において、統計委員会の新たなミッションである第三者監査の具体化を進めるため、旧点検検証部会を発展的に改組し、設置されたものです。その際、旧点検検証部会において案を取りまとめ、令和元年9月に統計委員会から建議されました「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」、いわゆる「再発防止策建議」における主要な提言の一つであった各府省の点検・評価の取組についても、統計作成プロセスの水準の向上に向けた取組の一環として、引き続き本部会において検討するとされたところでございます。

また、この点検・評価の取組につきましては、本部会の設置に先立ち、昨年7月の第153回統計委員会において、各府省申合せによるガイドラインの内容等の報告がなされた際、取組状況について、旧点検検証部会に定期的に報告するとされていたところです。

以上のような経緯から、本日の部会において、各府省における点検・評価の取組状況を共有させていただくこととしたものです。したがって、本日は事務局から、これまでの背景、経緯等も含め、取組状況の概要を御説明いただいた上で、各府省における取組の着実な推進に向け、皆様から御意見、御提案をいただければと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○重里総務省統計委員会担当室次長 事務局から説明させていただきます。資料1でございます。スライド1を御覧ください。先ほど部会長から前提について御説明いただきましたので、取組の背景のところから御説明いたします。

先ほどもございましたけれども、上の四角は、令和元年にいただきました建議の内容でございます。建議の内容といたしましては、統計作成プロセスの適正化に向けまして、各府省におけるPDCAサイクルによるガバナンスの確立が大事であるという御提言をいただいたところでございます。その中身としまして、各府省の取組をルール化して定着させていくということがまず書かれてございます。

もう一つの柱といたしまして、統計の品質に関する情報開示というところがございます。点検・評価の関係で申しますと、調査計画とか、点検・評価の結果とかを一元的にオープンにしていくという御提言も併せていただいているところでございます。したがって、今回の御報告につきましてはその2本の柱について御説明をいたします。この建議を踏まえまして、下の四角でございますけれども、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の改定がなされておりますので、その内容を書いております。

スライド2に行ってくださいまして、これは先ほどございましたけれども、昨年の統計委員会で報告させていただいたときの資料でございます。こうした提言や基本計画の閣議

決定を踏まえまして、統計作成プロセスにおけるP D C Aサイクルの確立に向けて、実際に各府省が取組を進めていくために、点検・評価ガイドラインを策定したのが昨年でございます。それを踏まえまして、昨年10月から、各府省が実際に点検・評価の取組を始めたところでございます。

実際にどういう中身かと申しますと、下の枠囲みでございますけれども、P D C Aサイクルが書かれております。具体的にはアクションのところ、後ほど御紹介いたしますが、点検・評価を踏まえて、業務マニュアルの見直し、調査計画の改定、あるいは調査事項の見直しといった取組の具体的な改善例が出てきているところでございます。こちらについて御報告させていただきます。

スライド3でございます。こちらは各府省が自主的に点検・評価を計画的に実施していくということについて書かれておまして、各府省は点検・評価の実実施計画を策定して、まさに計画的にルール化して取組を始めることになっております。この表の、左半分は点検・評価の対象となる調査数でございまして、右半分は令和3年度末までに点検・評価を実施する予定の各府省の調査数となっております。

下の合計のところを見ていただきますと、全体で281調査あり、142調査は今年度末までに実施予定となっておりますので、各調査大小様々でございますけれども、延べて申し上げますと、今年度末までおおむね半分ぐらいについて調査の点検・評価を実施するという取組をやるということになっています。

次のスライドに行っていただきまして、昨年10月からの取組ですので、既に点検・評価を終えたところもございまして。そちらについてどういう見直しを行ったのかという具体的な中身に着目して御説明をさせていただくのがこのスライドでございまして、具体的な改善例でございます。上の枠囲みは、調査計画の履行状況から点検・検証を実施して改善を行った例でございます。一つ目は、利活用状況を踏まえて、集計事項の一部を削除するという調査計画の変更の例でございます。

二つ目は、統計表です。今までいろいろな表を統計で作ることにしてはいたけれども、よく考えると秘匿箇所があまりにも多くて、実際問題、利活用がなかなか期待できない表については、統計表を作るのをやめるという見直しの例でございます。

三つ目の例は、統計作成プロセスの実実施過程において、確認漏れが生じていたことによって、結果として、公表時期が遅れてしまったという実態があった例です。これにつきましては、調査計画を見直して、公表時期を遅らせるという考え方もあるわけでございますけれども、この例につきましては、先ほど申し上げたように、統計作成プロセスの中身を見直して、業務マニュアルに追記するというところで、統計作成プロセスの改善を図る見直しを行った例でございます。

下に行きまして、利活用状況や回収率等の観点からの点検・検証の結果でございます。

一つ目の例は、ニーズに対応するために調査事項の追加や、逆に削除、簡素化を行ったというパターンでございます。

二つ目につきましては、調査方法、電話調査なども追加するとか、あとは報告者負担の軽減とか、分かりやすさという観点から、調査票を見直した例でございます。

三つ目につきましては、調査周期とか、公表時期の前倒しにより、利活用の利便を図るという観点からの改善でございます。

四つ目につきましては、報告者の利便性の観点から、電子調査票を、より使い勝手がいいように改善した例でございます。

このように、自主的な点検を通じて改善が図られているという具体的な例が挙がってきているということでございます。

次のスライドとその次のスライドは、二つ目の柱ということで、調査計画とか、点検・評価の結果を一元的にオープンにしていくという取組でございます。皆さん御案内と思えますけれども、e-Stat というのがございまして、その中で掲載を始めているところがございます。

スライド5の左上のトップメニューにある「統計分類・調査計画等」のところがございます。このスライド上では少し小さいところですが、そこをクリックしていただきますと、調査計画の一覧のところに行けるようになっておりまして、更に各調査名を押していただきますと、調査ごとに調査計画、点検・評価が見られるということを始めるところでございます。

次のスライド6でございます。こちらは調査計画や点検・評価結果を開いたらどういうものが出てくるかということでございます。参考情報として、復元推計の方法とか、目標精度等も併せまして、e-Stat で一元的に把握できるようにする取組を始めています。

最後のスライド7でございます。事務局的なまとめでございます。当初はどういう取組になっていくのか、正直不安もあったわけでございますけれども、御覧いただくと分かりますように、取組の具体例も出てきていまして、おおむね順調に始動したというのが我々の判断でございます。まだ緒に就いたばかりの状況でございますので、まずは取組の定着を図っていくということでございます。今後当面は、各調査、初回の点検・評価ということになってまいりますので、まずそのようなところを定着させていくところになってくるかと思っています。

したがって、当面の対応といたしましては、このような取組状況の定期的な情報共有、これはグッド・プラクティスもあると思いますが、そのような情報交換を各府省間でやっていただく、もしくは疑問点とか照会対応を通じまして、取組の定着を支援していくというところがございます。

また、こうした取組を通じまして、運用上の課題などが出てくると思われれます。今のところあまりそういうものは出てきていないというのが正直なところでございますけれども、運用上の課題などが出てきましたら、取組の見直しを図っていく必要も出てくるかと思っています。

もう一方の透明化の取組、一元的な掲載の部分につきましては、まさしくこの作業を継続的に進めていくというところがございますが、利用者の声として、実際に仕組みが立ち上がると、このようなところは使い勝手が悪いとか、こういう使い方もできないのかという声も挙がってくるかと思えますので、そのような声も踏まえまして、使い勝手などを改善していきたいと考えているのが現状でございます。

事務局の報告は、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の報告では、昨年10月から取組が開始されたということで、この取組は緒に就いたばかりの状況であり、まずは取組の定着を図っていく段階ということでございます。資料1の最終ページ、スライド7の取組状況を踏まえた当面の対応（案）も踏まえまして、各府省における取組の着実な推進に向けた御意見や、確認しておきたい点などがありましたら、お願いしたいと思っております。

オンライン開催ということもありますので、私から指名する順に御発言いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、まず、「再発防止策建議」の取りまとめにも関わられた川崎委員、次に篠専門委員、そして西専門委員の順に御発言をお願いしたいと思っております。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 この取組につきましては、大変結構なことで、順調に進んでいると見受けましたので、この勢いを続けていっていただきたいと思っております。

その上で、「這えば立て、立てば歩めの親心」ではないですが、これを見ると更に期待をするところが見ついて出てくるということで、この先のことを考えて、少しだけ申し上げます。これはこの場の議論にふさわしいか、別の場の議論がいいのかということもありますが、e-Statのところにこういう情報を載せることは、透明性の確保の意味では大変いいことですが、このサイトを見る統計ユーザーはそんなに多くないだろうと思っております。これがものすごくおもしろいからといって、かじりついて見るユーザーは恐らくそんなにいないわけです。

しかし、この取組をやる意味がないかといえ、あるわけで、本当に何が必要かといったら、私は二つぐらいの側面があると思っております。一つは、どのような調査が行われているのかということがはっきり分かるような情報が、ここに一応基礎が出ているということだと思います。

ただ、この情報を見たからといって、どんな統計調査が行われているのかが探しやすくなっているわけではないので、もう少し情報を整理して、国の機関において、どんな統計が作られているのかが分かるような仕組みにまで更に進化させることができれば、なお良いかと思います。ただ、これは作業的にもかなり手間のかかることでもあるので、すぐということではないのですが、何か今後規格ができればいいのではないかなと思います。

それからもう一点は、ある意味、個々の統計調査ごとの改善、きちんとした調査の執行、そして改善というプロセスのPDCAですが、もう一段大きなプロセスが恐らく今後必要になってくるはずだと思います。それは一つの統計調査の中で収まり切れないと思っております。どうもこの調査自体はもう少し違う取組をしていくべきだと、調査自体の進化みたいなことを考えて、その部分のプランにどう反映していくかというのが一つ課題だと思います。

それからもう一つは、もっと大きいのですが、これはむしろ統計委員会自身も、また政府の統計も全体で考えるべき課題だと思いますが、統計全体としてカバーしているものがこれで足りているか、あるいは重複、無駄などがないかという業務点検、そういう全体的

な点検でもこの取組が役に立てられるのではないかと思います。そういう意味で、この取組は大事なスタートだと思います。これからまだまだ成長させていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○津谷部会長 川崎委員、ありがとうございました。大変建設的な、有用な御意見をありがとうございます。

では、篠専門委員、お願いいたします。

○篠専門委員 確かにこのような改善例として示されるものがあると、非常に有効だな、やっていてきっと楽しいのだろうなと思う部分もありまして、このまま続けていただければというのが基本的な受止めです。

ほかの資料を見せていただいて、今日ではないですけども、これがある程度定期的に、2、3年ごととか、5年以上のサイクルの調査はそのときとかというお話があるので、定期的に内部チェックをしますよと、内部監査みたいな感じでやっていますというスタンスかなと思います。

一方、今回検討している内容というのは、「診断」という形で第三者審査という形になるので、いわゆるISO的に言うと、外部審査みたいな感じで、両方とも必要なのだろうなと、内部監査として、自分たちはこういうふうに見ていますというチェックになりますので。後で議論の課題になると思われそうですけれども、私はこの結果も「診断」の基本資料の一つとして、つまり、内部監査としてこんな結果が出ていますという取扱い方を考えるのが妥当なのかと受け取りました。取りあえず進めていただければいいかなと思います。あと、形骸化しないようにしていただきたい。その仕組みを考慮していただきたいというのが感想でございます。

○津谷部会長 篠専門委員、ありがとうございました。

それでは、西専門委員、お願いいたします。

○西専門委員

私も川崎委員と篠専門委員と意見の総論というところは比較的近いです。気にしていたのが、各省の負担感というものもあっていましたので、積極的な廃止などにどこまで踏み込んでいるかなというところを気にしていたのですが、取組の改善例として、そのようところが積極的に挙がってきているのは非常にいいことだと思いました。

その上で私からは3点コメントさせていただきます。一つは、4ページにうまくいっている事例を書きいただいているのですが、うまく取り組んでいる省庁とそうではない省庁、また、統計調査によっても、うまくやれたところ、そうではないところは、もしかすると、結構ばらつきがあるのかなと思いました。

いろいろな省庁から、この辺りのやり方の御相談を個別に受けることがあるのですが、グッド・プラクティス、ベスト・プラクティスを各省に還元してあげるような仕組みを、先ほど形骸化させないというコメントもありましたけれども、やりあぐねている省庁に参考になるような仕組みを提供できるといいのかなと思ったのが1点です。

あとはそれに関連して、各省の負担感とか今の業務、現業と並行してやりづらいという

ところが出てきている部分も、もしかするとあるのかもしれないと思っております。そのようなところを是非意見として吸い上げて、それこそP D C Aの仕組みに落とし込んでいくことができるかと思つたのが2点目です。

3点目は、調査計画の一元的な掲載というところで、e-Stat が活用されている点は非常にいいなと思います。川崎委員のお話で、これをどこまで興味を持って見るのかというお話もあったと思いますが、計画から結果が1か所に集まっているという状態は非常に価値があると思つています。どこに行つて、何を見ればいいのか分からないという状態が利活用が一番の弊害になるので、困つたら e-Stat に行けば分かるという状態を、各府省と総務省主体でできるだけ実現していけると、これは息の長い取組だとは思いますが、点検・評価の観点以外でも非常に有意義だと思つたので、是非進めていただくのではないかと思つました。

私からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、佐藤部会長代理、神田委員、椿委員、成田臨時委員の順に御発言をお願いできますでしょうか。

では、佐藤部会長代理、お願いいたします。

○佐藤部会長代理

大変有意義な進め方をしていると私も感じておりました。先ほど西専門委員からも御発言がありましたけれども、順調に進んでいるところだけではなくて、順調ではないところで何が課題になっているのかということも明らかにしていただくと、より一層の進展が望まれると感じておりました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、神田委員、お願いできますでしょうか。

○神田委員 今までの皆さんの意見に賛同いたします。そういう意味で、全体像を評価していただくために、政策統括官室になるかもしれないですけども、各省の取組全体を評価する資料を、簡単でいいと思いますが、作つてはどうかと考えています。e-Stat で統計ごとには結果が分かれていますけれども、その全体を総括して、今回の点検・評価はどういう前進があつたのか、あるいはどういう問題があるのかということをお政策統括官室がまとめてペーパーを書いていただき、それを、e-Stat のトップメニューの一番上か何かに載せる。また、各省の点検・評価結果もできれば全部一括して見られるようにしてもらいたいと思います。いちいちダウンロードするのは利用者からすると結構大変です。e-Stat の活用を進める上でも、ここに載せるということはすごく有用だと思います。

その意味で、トップメニューですけども、ここに「点検・評価」という言葉がないのがとても残念に思つます。「等」でまとめられてしまうと。かといって、わざわざここに四角を作るのもスペースが大変だと思いますので、バナーの下にでも、「統計分類、調査計画等」の中に何が入っているのかというのを細かい字で書いていただければ、点検・評価もやっているのだということで非常に評価をしてもらえるのではないかと思つます。

以上です。

○津谷部会長 神田委員、ありがとうございました。

それでは、椿委員、お願いいたします。

○椿委員 先ほどの資料の4ページにあるように、今回の取組が具体的な改善につながってきたということをまず高く評価したいと思います。P D C Aサイクルは一つのプロセスで、点検から入る場合には、C A P D oという言い方をするわけですが、チェックというプロセスが基本的に有効であったかどうかというのは、次のプロセスのアクトにつながったかどうか、そこで評価されるべきです。したがって、改善事例というのが自律的に立ち上がってきたということは、かなり有効なものであったかと思えます。

一方で、アクトということにもいろいろなレベルがあって、先ほどの川崎委員のお話とも関わるかもしれませんが、改善活動がどれくらいの範囲に水平展開されたか、あるいは標準化されて統計全体の取組になったか、そういうことが更に進化の方向、まさに各省間で情報交換をすると先ほど指摘がありましたけれども、そういうことが非常に重要なのではないかと思います。

民間ですと、C A P D oというのは、あくまで自社の範囲という形になってしまうわけですが、公的統計のような公益性の高い社会的な事業については、むしろ共有ということが大変有効ではないかと思っています。

そのほかの意見に関しては、内部監査として使うということなどに関して、私も勉強になりました。どうもありがとうございました。

○津谷部会長 椿委員、ありがとうございました。

それでは、成田臨時委員、お願いいたします。

○成田臨時委員 私からは意見というより二つ質問があります。P D C Aサイクルにある統計の作成に当たって、どういうふうに統計が作成されるかという業務マニュアルがどれくらい作られているか、進捗状況を確認させていただきたいのが1点と、評価・点検する際のチェック表が統一的になっているかどうかということです。各省庁ばらばらではなくて、一括で一旦作られて、それを流用された方がいいのかなと思っています。どういふ状況かを確認させていただきたいと思えます。

○津谷部会長 ただ今、成田臨時委員から二つの御質問がございました。事務局から回答をお願いいたします。

○重里総務省統計委員会担当室次長 お答えいたします。一つ目の、業務マニュアルが各調査においてどれくらい作られているか、これは点検検証部会において、そういうことを調べまして、中身をつまびらかに一個一個見ているわけではないのですが、一応一般統計調査についても9割ぐらひは何かしら作成しているということだったというのが実態と承知しています。

二つ目の点検・評価結果でございますけれども、これはまさしくチェックリストのひな形というか、スライド6の右側にあるように、基本的に各府省共通のものをお示しして、アレンジしてもいいというスタンスにしていますので、ベースとしてはこういうものがチェックリストとして使われているとお考えいただければということでございます。

以上です。

○成田臨時委員 業務マニュアルの方は9割ということですが、あと1割はこれから作成されるということでしょうか。

○重里総務省統計委員会担当室次長 次の課題とも関係しますが、別途、基本計画で業務マニュアルを作成していくという取組をやっていこうということになっていますので、基幹統計調査であれば、基本的に何かしらあるということですが、一般統計調査になると、これから作成する例もあると思います。そこはまさしくゼロからやるという調査もあるとお考えいただければと思います。

○成田臨時委員 あと点検表ですが、今途中なのでしょうけれども、全体版があれば、お示しただけで、これを基に第三者監査が行われるということによろしいでしょうか。

○重里総務省統計委員会担当室次長 そちらも次の課題とも関係しまして、篠専門委員からも御指摘いただきましたけれども、まさしくPDCAサイクルという観点では、目的は一にしていると理解していますので、このような結果なり、各府省が自主的に見たものを活用するといったことを考えているところでございます。

○成田臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

事務局からそのほか付け加えたいことはございますか。次の課題に移った後でまた説明の機会がありますけれども、この段階で何かございますか。

○重里総務省統計委員会担当室次長 いろいろ御提言や、アイデアを御示唆いただきまして、感謝申し上げます。

先ほど西専門委員がおっしゃっていたような、どういう取組が行われているのか、実際各府省でばらつきというのは確かにあるのかもしれませんが、まだ、この府省は取組が難しくなっているとか、そこまで分かる段階までには至っていないところでありまして、もう少ししたら出てくるかもしれないところですので、まさしくうまくいっていないところへのサポート、もしくはやり方のグッド・プラクティスの共有というところも踏まえまして、形骸化しないというか、これから実効性ある取組、かつますます充実していくような取組にしていきたいと思っております。

あと、e-Statの表示についてもできることから改善を図っていきたいと思っております。まさしく使い勝手とか、利用者の御意見ということになってくると思っておりますので、そういうところも踏まえて改善を図っていきたく思っております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

委員の皆様方の御評価、御意見はおおむね前向きなものであったと感じました。

○川崎委員 もう一点だけ追加して申し上げますが、この取組をPDCAサイクルの確立という観点で見れば、確かにすばらしいことでもあるのですが、もう一つ、ユーザーサービスみたいな観点も必要ではないかと思っております。e-Statに載せていると、ユーザーの

目で調査結果が見えることになって、どういうことが行われているかが分かるということになるので、ユーザーが統計を使うのと、調査の実施計画等を見ながら理解できるというのはすごく意味があることだと思うのです。

これは点検検証部会などでもよく議論になったのですが、ユーザーの目にさらして課題を見つけていくというのが大事なことでもあるので、調査実施部局自身のPDCAサイクルを回す中に、ユーザーを取り込むような意味で e-Stat をうまく活用していただくことができればいいのではないかと、私の最初の発言は言葉が足りなかったので、少し申し添えさせていただきたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

点検・評価の具体例は大変よかったということでした。ただ、グッド・プラクティス、ベスト・プラクティスだけではなく、うまくいかなかった場合も大事であって、どうすればうまくいくのかということの参考にするためにも、うまくいっている例とうまくいかなかった例、いろいろな工夫についての情報の共有が大切という御意見を複数の構成員からいただいたと思います。

そして、個々の統計調査の点検・評価はもちろん大事ですが、点検・評価のシステム全体の構築という形で点検・評価を行いますとその基準も統一されてまいりますので、ベースラインを作っていくという努力が必要であろうということでもございました。

また、e-Stat についても、大変多くの有用な御意見をいただきました。一元掲載はいろいろなサイトを検索しなくて済むので非常に効率的でよいということ、一元的に情報をきちんと集約して、e-Stat を見れば分かるということになれば、ユーザーの利便性も上がると思いますし、そこに点検・評価結果も含めて、さまざまな情報を集約しておくことができれば、さらによいのではないかと御意見もありました。これにつきましては事務局、そして各府省が持ち帰って御検討をいただけるものと思います。

全体的にトランスペアレンシー、つまり透明化の度合いを上げていくという取組は、単に情報を掲載するだけではなく、また、実施担当府省が行うだけでなく、利用者、ユーザーにとっても使い勝手のいいものになっているのか、統計調査の実施時に、掲載されているような取組がその後本当に推進されているのか、裏を取るという視点なども重要であると考えます。

このため、いただきました多くの御意見を含めまして、今後とも改善の努力を続け、府省一体となって、そして府省間でコミュニケーションを取って進めていただけるようお願いしておきたいと思います。

点検・評価の取組は、「再発防止策建議」においても指摘されておりますが、公的統計への信頼回復を図るための大変重要な、不可欠ともいえるミッションであり、まずはその定着を図ることが大切です。点検・評価のチェックリストなど、いろいろとよいツールを作っても、絵に描いた餅になってしまっただけでは何にもなりませんので、これを定着させて、実際に担当府省に使っていただき、その情報をユーザーに還元していくことが重要であると

考えております。そのためには、まず定着を図ることが何よりも大切だと思います。このため、各府省の皆様におかれましては、本日の部会における御意見なども踏まえ、取組の定着、更なる推進・改善を図っていただくよう、改めてお願いしたいと思います。

また、本部会としても、各府省の取組状況について、今後も引き続きこのような御報告いただきまして、必要な支援等を検討していきたいと考えております。以上のように整理をさせていただき、次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。本部会のミッションとされております「第三者監査に関する要求事項・方針等の検討」につきましては、第1回部会において、本部会の下に設置いたしました要求事項等検討タスクフォースにおいて、品質管理等の専門家にも御協力いただいて、要求事項から先行して詳細な検討を精力的に進めていただいているところでございます。

このタスクフォースの審議資料や議事概要については、タスクフォースに参加されていない本部会の所属委員、臨時委員、専門委員の方々にも随時共有させていただいているところでございます。去る5月26日に開催されました第6回タスクフォース会合をもって、要求事項に関するプロセスごとの個別検討が一巡したということでございます。このため本日は、タスクフォースの座長をお願いし、とりまとめに御尽力いただいております椿委員に、これまでの審議状況などについて御報告していただきます。

それでは、椿委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。それでは、これまでのタスクフォースの審議状況について御報告したいと思います。要求事項等検討タスクフォースは、昨年11月5日の第1回統計作成プロセス部会におきまして、第三者監査に関わる要求事項及び方針等について、効率的かつ集中的に審議するために設置が決定されました。このタスクフォース設置に関して津谷部会長からは私を座長として御指名いただいたほか、座長代理として川崎委員、構成員に篠専門委員が指名されました。

また、設置規定では、座長は必要があると認めるときは、議事に関係する者の参加を求めることができるとされておりまして、品質管理に関する専門家として、東京大学の下野特任講師、東京理科大学の安井准教授、それから統計実務の専門家という立場で、統計研究研修所の鈴木客員教授、以上3名の方を審議協力者として指名させていただいたところです。このほか、主要な統計作成府省、並びに東京都及び埼玉県の担当職員の方にも御参加いただきまして、昨年11月26日から6回にわたって審議を進め、先ほど御紹介がありましたように、まず、第1巡目として要求事項の審議が行われたという形になります。もちろんこれは第2巡目もやっていくという予定でございます。

それでは、タスクフォースの審議状況につきまして、資料2を用いて具体的に報告したいと思います。1ページめくっていただきますと、昨年本部会で示された私どものタスクフォースに対するミッションとなります。経緯は記載がございますけれども、「公的統計の整備に関する基本的な計画」、それから「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」という、統計改革推進会議統計行政新生部会での意見を踏

まえて、先ほどの第三者監査の導入が求められたところです。

その次のところに囲われておりますが、品質確保に向けた取組の強化、今日も既に議論がありましたけれども、PDCAサイクルの確立ということでありまして、統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、統計監理官が行う第三者監査も活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させるということがうたわれました。

第三者監査、つまり統計作成プロセスに関する監査の導入に向けて、監査においてチェックすべき要求事項と監査の方針等の検討を開始しなければならないとされておりまして、既に御紹介があったとおり、11月5日の統計作成プロセス部会第1回において、要求事項等検討タスクフォースを設置する。それから要求事項の検討の議論をまず先に行い、その方針に関しても、要求事項との関連性を意識して検討する。それから、単に要求事項を定めていくということではなくて、具体的な試行的な取組を行う。それに基づいて、更に要求事項を改善して、最終的な取りまとめを進める。そして、タスクフォースの審議状況を勘案し、審議結果を部会に報告するということがうたわれまして、まさに今日それを報告させていただくという位置付けになっております。

次のページを御覧いただければと思います。これは当時の第1回部会における意見をまとめたものです。今般のミッションはゼロからスタートすると大変ですけれども、既に国際規格、国際標準化機関における先行事例、それから、いわゆるISO20252という調査プロセスに対する国際標準、あるいは統計委員会からの研究委託により日本品質管理学会がとりまとめた学会規格、あるいは、それを踏まえた政府における公的統計の品質保証に関するガイドラインの策定・充実という、これまでの取組の延長線上にあるということを経験した部会において申し上げたところです。

ただ一方で、外部からの監査に関しては限界があるということで、まさに自己点検といった取組が重要であって、これが改善の源泉となっている。先ほど篠専門委員がおっしゃられたとおり、内部監査は外部監査の源泉といいますか、基本資料になるというところがございます。また、現実にはできないことを、当面要求事項、特に必須事項とするべきではないということ、現状を踏まえて、やるべきことをやっていくということを申し上げたところがございます。

それに対して部会の中で様々な意見を頂戴しました。まず、調査担当府省も一緒になって主体的に考えてもらって、統一した基準を進めていくという形で、タスクフォースを運用しなければならない。それから、現場の負担感を抑制しつつ、自発的に取り組む意識を持ってもらう環境をいかに作るかということが大切であること。それから、統計調査の効率化や引継ぎに役立つなど、現場にとってもメリットが大きいことを訴求しなければならないということでした。

それに関連しますけれども、シンプルで現場にも分かりやすい要求事項を定めること、なるほどと思ってもらえるようなプラスアルファの品質向上につながる事項や気づきの点を加味することも重要です。それから、サポートデスクのような仕組みも検討の余地がある。こういう意見を頂戴して、まさにタスクフォースの議論の中でこれをきちっと取り入れていかなければならないと考えているところです。

次のページを御覧いただければと思います。以上のような意見を踏まえて、タスクフォース審議に当たっての基本的な認識、考え方、タスクフォースの運営に当たっての基本方針を、タスクフォースの最初の会合の中でまとめていったという内容です。

繰り返しになりますが、公的統計の品質確保を目指している、これまでの取組の延長線上にあるということが一つ、それから、品質について信頼を与える活動であり、現状を客観的にチェックした上で、よりよい改善の在り方をともに検討するポジティブな取組でなければならない。その意味で、「監査」という言葉はオフィシャルに使われている言葉ではございますけれども、統計作成プロセスの「診断」というものとして位置付ければいいのか、つまり、誤りなどを指摘して、これを修正させるといったネガティブなイメージを与えないことも重要ではないか。

また、改善というものは、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが第一義であり、統計監理官の活動はこれを客観的な立場から助言、支援、促進するものでなければならない。

それから、もう既に統計委員会の点検・検証でも言われていたことですがけれども、品質はプロセスで作成するという基本的な原理、視点に基づいて、統計作成の各段階の標準的な業務フロー、これは先ほども議論があったところですがけれども、それぞれの留意事項などを体系的に示す、並行して行われている標準的な業務マニュアルに関する取組との整合性にも留意しなければならない。

以上のような基本的な認識、考え方を取りまとめて、タスクフォースのミッションを実現したいと考えているところです。

次のスライド4ページ目を御覧いただきますと、公的統計の品質確保に向けたこれまでの取組があります。先ほど紹介しましたように、国際機関の先行事例、それから既に国際標準ISO20252がある。それを踏まえてその公的統計プロセスに落とし込む日本品質管理学会規格がある。それを更に受けて、公的統計の品質保証に関するガイドライン、通称、品質保証ガイドラインがある。

第I期の基本計画の段階でも、IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、統計の品質表示を含め統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインの策定というミッション、今回はプロセスを扱っているわけですがけれども、プロダクトの評価をきちっとやろうという動きはあって、それに基づいて、品質保証活動を推進するために、品質保証ガイドラインが策定されています。これが第I期の取組としてある。

その取組の充実として、第II期の基本計画があって、プロセス保証を導入する方向で品質保証ガイドラインを見直すこととなりました。まず、統計委員会から日本品質管理学会に研究委託があったもののアウトプットとして、先ほどから申し上げている日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス指針と要求事項」というものが発行され、それに基づいて、統計調査の実施過程の質評価という取組が行われました。さらに今回のミッションとして、取組の展開が行われることになっておりますが、過去のこういう経緯を踏まえ、自己評価を前提とした改善を進めていく取組であってほしいという私の考え方があるわけでございます。

次のページです。先ほどから出ています標準マニュアルの策定という、別途並行して政府の中で行われている取組があつて、これは非常に重要なことだと思います。標準マニュアルというのは、各府省における統計調査ごとのマニュアル整備を行うために統計作成プロセスの標準化とか、業務の質の底上げを図る指針として作成が進んでいるものです。

標準マニュアルというのは、まさに標準的な統計作成のフローを示す企画、実査、審査・集計、分析・公表、保存・提供及び評価に関して、統計作成プロセスの各段階において求められる業務を明らかにして、既存の各種ガイドライン等の内容を実務の流れに沿って整理するものになっているということです。

これは非常に本質的な活動だと思いますが、標準マニュアル自体が、承認の申請等の業務マニュアル、あるいは事後検証に使う点検・評価ガイドライン、それから、今回私どものミッションでもあります統計委員会の要求事項と齟齬があつてはならないわけです。

要求事項の内容を踏まえて行われる第三者によるプロセス診断においても、標準マニュアルの内容も見つつ審査が行われると想定されます。標準マニュアルの中に、やってもらわなければいけないという要求事項が、ちりばめられるということになってなければいけないということです。

我々としては、各府省における統計ごとの業務マニュアルの作成は、定期的な確認に当たって活用するものとして、各府省ワーキンググループの議論も踏まえつつ、整理中であるということで、今回の一連のタスクフォースの議論においては、必ず標準マニュアルの動向がどうなっているかということを確認しつつ、要求事項の検討を行っているという状況がございます。

次のスライドになります。タスクフォースにおける審議の進め方です。要求事項という具体的な部分の検討を比較的先行したということ、それから、既に先行する日本品質管理学会規格や公的統計の品質保証に関するガイドライン等の内容を、企画、実査などの統計プロセスごとに整理したたたき台を作って、それを集中的、効率的に議論するという形になります。企画、実査、審査・集計、公表・提供、評価、管理（マネジメント）という一連の統計プロセス、管理（マネジメント）というのは、プロセスというよりは全体に関わることでございますけれども、一連の統計プロセスごとの要求事項案の検討を行いまして、第1ラウンドの審議を一通り終えたという形になります。

審議においては、第三者によるチェックに対応する、これは当然自己点検、自己評価による改善を前提にしているわけですがけれども、これに対応するために、要求事項といっても重要性に応じて必須とすべき shall として行うものと、推奨する、できればやっていただきたい、望ましいという should との違いにも留意して区分した上で、各府省の現状も見据えた実効的かつ段階的な水準の向上を意識することを目指しているということがございます。

それから、統計作成プロセスの自己評価、あるいは第三者による診断、チェックにおいては、記録、ドキュメント類の確認が重要になります。標準的な業務マニュアルの検討状況は常に意識した上で、各府省の負担にも留意した現実的な記録範囲、どういうことができている必要十分かということについても議論させていただいたところです。

次のスライド7ページ目、要求事項（案）の基本的なイメージ・コンセプト等です。部会に対して、要求事項をこういうふうにしましたということを逐次的に紹介するというのが本来かもしれませんが、それも非常に困難といたしますか、大変な時間を費やしてしまうので、基本的なイメージ・コンセプト等としています。スライド7にあるように、要求事項は、各プロセスの現状を統計作成者自ら、または統計作成プロセス診断時に第三者である統計監理官が確認する際の統計の品質確保に向けた基本的な基準・手順・視点であり、改善の在り方を検討する際の端緒になるものと位置付けております。

また、「診断」に当たっては、調査実施者の懸念とか負担感の抑制の観点から、標準マニュアルに基づき、作成、整理、保管するドキュメント、成果物、それから業務内容などを具体的な確認資料や判断材料として活用するという形になります。

要求事項がどんなコンセプトでできているかということ、各プロセスを正確かつ効率的に実施するのに必要な手順が、まず定められているか、その手順に基づいて実施されているか、実施した結果や成果物が記録又は報告されているかという、シンプルかつ客観的な「当たり前品質」となっています。

品質管理の世界では、品質を「当たり前品質」と「魅力的品質」に分類することがあるのですが、これは当たりのことをやっていただく、その適合の現状を確認して、利用者等の信頼を確保するという意味です。このため、統計作成府省によるプロセスの管理やその仕組み自体を、まずは必須の要求事項として設定した上で、手順の具体的な内容とかレベル感に関して、推奨の要求事項を望ましいという形で設定し、漸進的に望ましいというところを実現していただくための助言、支援に活用したいということでございます。

次に、統計プロセスの業務を委任、あるいは委託して実施する機会が多いという実態を踏まえて、委任・委託先となる地方支分部局、地方公共団体及び民間事業所を実施機関として定義した上で、統計作成府省に対する要求事項を受けて、統計作成府省が仕様書などにおいて実施機関に求めることとなるプロセスについても参考として記述するという仕組みとしております。

次のスライド、参考4は、先ほどから申し上げますように、基本的な公的統計の作成プロセス自体をきちっと明示していくということです。企画の段階では、調査計画、詳細な実施の企画に関しては、調査マニュアルなど、それから実査のプロセス、審査・集計、分析・公表、データ等整備・保存という形で、細かく書いてありますけれども、こういうプロセスに対してそれぞれ要求事項が配置されていくことになっております。記録とか保存すべき内容というのも、統計ごとに色々な状況がありますが、ここに対しては、標準マニュアル整備というものが必要であるということです。

下にあるとおり、私どもの要求事項以外に、品質保証ガイドラインとか、民間委託ガイドライン、調査票情報等の管理・漏えい等ガイドライン、点検・評価ガイドライン、それぞれのフェーズごとに色々なガイドラインが既にある状況でございます。そういうものに対しての要求事項というものを出していこうということでございます。

次の9ページになります。標準マニュアルにおける統計作成プロセスについての案に可能な限り準拠していくことを考えているところで、統計ごとの特性はありますが、全体的

な管理、マネジメントの部分の扱いも含めて整理・再編成中ということです。現在この番号付けのようなことは考えておりますが、あくまで便宜的なものとして位置付けております。

さて、10 ページ目です。我々が具体的にどんな作業をしたかということに関する概要でございます。シート of の形になってはいますが、これが並行的に行われているということが、先ほどから申し上げているポイントです。一番左側にあるのが、各府省ワーキンググループにおいて検討中の標準マニュアルに関する情報です。これも現在進行形であるということです。そこで見ていただくように、作成プロセスの区分、何を標準マニュアルとして考えているかが記載されています。一番右側に、既存の政府の品質保証ガイドライン、あるいはその基になった日本品質管理学会規格というものがあって、そこでどういうものが要求されているかという情報が我々にも既知のものとしてあるわけです。

その上で、真ん中に太線で囲ってありますけれども、このタスクフォースのターゲット、審議対象としたのは、まさにそこをつないでいく作業、統計作成プロセスにおける要求事項として必須事項、あるいは推奨事項を考えていく。要求事項はもちろん「試行」と関係するのですが、こういう要件としたときに、「診断」、あるいは「監査」と言われているような行為で一体何をポイントにしなければいけないかということ踏まえて、これは必須の要求事項、これは推奨の要求事項にすると決めていくという作業が今一巡している状況でございます。プロセスの詳細について、こういうような議論を進めてきたということでございます。

次のスライドも、個々の要求事項に関してこれまでタスクフォースで出た意見を集約することは、ここではほとんどできないので、非常に基本的なコンセプトで、おおむね適当ではないかと皆さんのコンセンサスになったものを、ここに並べさせていただきました。

1 点目は、要求事項を適用する範囲や対象、具体的な利用方法などを念頭に置いて議論すべきであるということです。

2 点目は、用語や定義が意外とばらついてしまっているのではないかと意見を頂戴しておりまして、最終的な要求事項の取りまとめにおいては、用語や定義を明確にするとともに、記述も分かりやすくするという第1 回部会のコメントをぜひ踏まえなければいけないと考えています。

それから、企画の段階において、そのシステムの整備については、管理といいますか、いわゆる調査プロセス全体のマネジメント事項として考えなければいけないのではないかと、独立させた方がいいのではないかと、第1 ラウンドが終わった段階で、企画で考えていることの多くはマネジメントの総括的なものではないのかという意見、これは第2 ラウンドに向けた課題でございます。

このほか、プロセスの診断に関しては、国際規格 I S O 20252 の認証審査の際に使用されているような「適合」「不適合」「観察事項」「不適用」「適用非該当」といった区分をきちっと使用して診断結果を記録していくのがよろしいのではないかと。

また、問題が生じた際の対応や記録の報告をどうするか。その対応に当たっては原因を究明するとともに、情報をどこまで管理するかというときに、管理のための管理というよりは、実施した結果や成果物の記録、報告に関しては、既存の取組や資料を生かしつつ、

前のプロセスに戻る仕組み、再現性をきちっと担保することが必要ではないか。

要求事項に関しては、ミスを防ぐという観点ももう少し考えておかなければいけないのではないかということ。

それから、要求事項の羅列ではなくて、プロセス間の関係性、このプロセスはどのようなことを行うのが目的なのか、インプット・アウトプットは、どういう情報が入ってきて、どういう情報が外に出てくるかということを知りやすく説明した上で、要求事項を検討する、あるいは表示していくことで議論が深まるのではないか。

基準・手順の例示として列挙している内容については、それらがどのような観点から挙げられているか、要求事項がどういう意味で出てきているのかということについても確認すべきではないのか。一般的に要求事項自体は、様々な規格類を基に記載されているのですけれども、この要求事項の解説みたいなものが実は非常に重要ではないかという意見を承りました。

このような意見を踏まえて、統計作成プロセス診断は実際に「診断」を「試行」した上で、更に要求事項の検討を進めなければいけない、そういう状況でございます。

次のスライド、12枚目はアウトプットのイメージ、あるいは今後の審議の予定になります。最初に基本方針を申し上げましたが、具体的な審議の進め方に関して、「方針」については、先ほど言いました I S O 20252 という国際標準の認証スキームがございますので、その要素を参考としつつ、統計監理官の活動に関する指針も含めて検討する。先ほど言いましたように、どういうところをポイントとするか、「診断」のポイントのようなものも並行して定めているというのはそういう形になります。

基本方針の内容に加え、総論的な内容の記載をやはりきちっとしなければいけないということがあって、我々のタスクフォースとしては、要求事項の意義、目的、用途、活用方法や統計作成プロセスの全体像については、最終的に要求事項と一体として整理する「方針」の趣旨・目的、対象範囲等の中に明記する形になるであろうということでございます。

以上のようなことを踏まえて、今後以下を目途に結論、検討を進めたいと考えています。まず今年6月から9月に関しては、「診断」の「試行」に向けた方針及び要求事項の第2ラウンドの検討を進める。9月までに「試行」に向けた中間整理案を部会へ報告する。10月以降に「試行」の準備・実施、方針の検討及び要求事項の必要な修正を行った上で、まさにそこで「試行」が行われるわけですがすけれども、年度末までに、令和4年度以降の本格実施に向けて、「試行」の結果も踏まえた方針及び要求事項の最終整理案を部会へ報告し、統計委員会で取りまとめていただくという形にしてはどうかと考えているところでございます。

次の13ページになります。先ほど申し上げた、この種の「監査」とか「診断」の「方針」に当たるもの、いわゆるスキームに関わるものですがすけれども、I S OとかJ I Sに基づくマネジメントシステムの審査、診断に関しては、一種の認証スキームがあって、認証する対象と認証を依頼する者の合意によってどういうふうに認証を行うか、診断とか監査を行うかということが定められているわけです。

統計作成プロセスの第三者チェックに関しても、今申し上げたように、方針、基準の適

用とか適合の仕方、実施方法に関する趣旨・目的、対象、頻度・タイミング、体制、統計監理官を指名するとしても、どういう資質が必要なのか、チェックの仕方、結果の処置、その結果の公表・範囲、こういうものは要求事項とは別に、方針、一種のスキームとして定めなければならないだろうと考えているところです。

次のページの参考9にありますように、現在国の仕組みの中で、あるいは学会の仕組みの中で、ガイドラインには色々な前提があって、調査業務を適正かつ確実に遂行するための基本原則のようなものがきちっと定められていますし、日本品質管理学会規格の中にも、マネジメントシステム、組織と責任、調査の秘密保持、記録に関する一般ということがありますけれども、基本的に必要性とか、もう少し上位概念にある「監査」、「診断」の枠組みについては別途議論しなければならないと考えております。

次のページを御覧ください。今回「試行」が非常に重要だと思っていまして、6月以降の具体的な検討案ですが、対象の範囲とか、実施体制は、各府省・各統計はいろいろな特性を持っていますから、できるだけ幅広い選定が必要かと存じます。

それで経緯をよく分かっているタスクフォースの有識者構成員を中心に「診断」の「試行」を実施することが、現実的であろうと考えております。事前の準備としては、いろいろな情報を確認すると同時に、先ほどから議論が出ていますように、業務マニュアルが非常に重要だと考えております。その種の診断側で事前に収集すべき情報の範囲を検討することが当然必要なことだと思っております。その上で「診断」が行われ、業務マニュアルに基づき、成果物、ドキュメントを具体的に確認して、資料を判断材料として活用するという形になっています。

我々の考え方は基本的に、この「診断」のために何か新しい文書とかドキュメントを作成してもらう必要はないというのが前提です。「診断」のために何か作成するということはしないで、普通にあるものの中できちっと対応していくことだと思っております。

実施後、段階的な水準の向上に向けた助言とか、いろいろなことをするわけですがけれども、基本的に今回の作業は、これから行う「診断」全体に関わる「試行」になりますので、診断者による判断のばらつきが起きるかどうかということについても十分配慮していく必要があるだろうと思っております。

さて、かなり長くなってしまいましたけれども、今後のタスクフォースは第2ラウンドに向けて、先ほど言いましたスキームに関わる議論は是非必要だと考えております。

統計作成プロセス診断の範囲は、先ほどのように、一応統計の区分に応じて少しメリハリのある対応ということ、どういうものをやるかということがあるのですが、公的統計全体を視野に入れた場合、統計の区分に応じた診断の頻度とか、作成方法に応じて診断時に確認する要求事項の範囲は検討が必要だと思っております。総合的な対策を踏まえて、まずは基幹統計調査を対象の中心にしていくことが考えられます。ただ、どのような整理を行えばいいかということ、タスクフォースだけで決められるということではないのではないかと考えています。公的統計の用語がばらついているということに関しての整理、あるいは診断時の将来的な体制とも十分に関連すると考えています。リスクベースの診断ということで、品質上の問題が起こるリスクの大きいところからきちっと「診断」をしていくという

原則自体は確立しています。

第2点は、統計作成プロセスの診断対象の単位と申しますか、監査とか診断の範囲に関わることでもあります。現在は個々の統計、実際の一つ一つの統計を単位として「診断」を行うと想定してその検討を進めていますけれども、先ほどのマネジメントのような話は、各府省の公的統計に対するマネジメントに関しては、課室横断的と申しますか、府省の中での対応も求められています。

いわゆるマネジメントシステムについて、体制の確保、職員の育成といったものは非常に重要です。課室横断的な要求事項も加えるということを考えてときに、どういうふうに整理をするのがいいかということに関しては、タスクフォースの中であるべき論を言うのは、少し荷が重いかないというところは率直なところです。

それから、P D C Aサイクルの確立に向けた取組の充実です。これは今日も既に議論があるところですが、今回の取組はP D C Aサイクル確立の一環とされていて、この取組の中で調査計画に主眼を置いた、点検・評価ガイドラインに基づく取組が先行していると我々は判断しております。

統計作成プロセス診断も、統計作成の実施状況をチェックするという意味において、点検・評価の取組と軌を一にしていますけれども、各府省の事務負担を踏まえて、それぞれの取組の関係性、整合性をどう整理していけばいいかということです。政府の中でいろいろ行われている取組自体の一貫性、整合性、相互の関係性は議論する必要があるのではないかと、上位の部会で判断いただけたらありがたいと考えているところです。

大変長い時間を頂戴して恐縮でございましたけれども、私の報告は以上でございます。どうもありがとうございました。

○津谷部会長 椿委員、本当にありがとうございました。皆様御承知のように、本部会は要求事項と方針の基本的な認識・スタンス等を検討するというところで、個々の要求事項や、具体的な運営の仕方等は、専門的な知見、御経験を有するタスクフォースの検討に委ねてきたところでございます。前回の第1回部会以降ほぼ毎月、タスクフォースの会合を開いていただき、精力的に御議論、御検討をいただいております。その結果が本日の資料2にまとめられているところでございます。

昨年開催した第1回部会で、実行可能性や効果といった御意見がたくさん出されと思いますが、それをきちんと反映していただき、さらに専門的な知見から、色々な御提言や御議論をいただいております。椿委員をはじめ、タスクフォースのメンバーの皆様に、心から感謝を申し上げたいと思います。

そして当然のことながら、その議論の方向性は支持させていただきたいと思います。一方、今後タスクフォースをどうしていくのかという計画、スケジュールなどに加え、資料2の最後のページ、スライド16に、今後タスクフォースが審議を行っていく上で、本部会の意見を伺いたいという事項を大きく三つほど挙げていただきました。今後、統計作成プロセス診断の「試行」を行うということで、ある意味、大変重要な課題提起かと思っております。

統計作成プロセス診断の範囲をどうしていくのか。また、先ほどから出ている用語の統一という課題にも関連してまいります。これは大変重要で、多くのマンパワーと時間が

かかる作業でもございます。これは一つの例ですが、以前、我が国の労働統計や就業に関する基幹統計調査で用いられている「非正規雇用」の定義がどのようになっているのか、そして各調査がこれをどのように測定しているのかについて、府省横断的に検討するワーキンググループが組織されました。その会合が複数回開催され、私はそこにオブザーバーとして参加させていただいたのですが、本当に時間と労力のかかる作業で大変だったという経験がありますが、ここでこのような作業をやるということは主眼ではないとは思いません。

ただ、統計作成プロセス診断を「試行」するに当たり、どのような範囲でやっていくのか、やはりメリハリが大切であろうということです。基幹統計調査はこれからも定期的に継続して実施されていくものですので、まずそれを対象にしていくのがよいのではないかという御提案もここに示されております。

そして、統計作成プロセス診断の「試行」に当たり、対象とする統計の単位をどうするのか、これについては原則、個々の統計調査を単位として「診断」を行うことを想定しているけれども、マネジメントに関する対応も必要ではないのかということでもございました。特に管理（マネジメント）システムについて、この「診断」が有用となるような形で考えていく必要はないのかということです。

そして先ほどから御意見をたくさんいただきましたP D C Aサイクルの確立に向けた取組の充実ですが、そもそも統計作成プロセス診断はP D C Aサイクル確立の一環であり、この枠組みでは調査計画に主眼を置いた点検・評価ガイドラインに基づく取組が先行しているわけです。統計作成主体の事務負担も踏まえた上で、これらの取組の関係性や整合性を整理して、使い勝手のいい、前向きで建設的な取組の定着が図れるように、私どももアシストしていきたいという椿委員のお考えだったかと思えます。

できましたら、この三つの点につきまして、これから統計作成プロセス診断の「試行」のための検討・準備が始まりますので、御意見をいただければと思います。

先ほどは、タスクフォースのメンバーの構成員からまず御意見を伺ったのですが、今回はタスクフォースに参加されていない構成員から御意見をいただければと思います。佐藤部会長代理、神田委員、成田臨時委員、西専門委員の順にまず御発言をお願いして、それから、タスクフォースのメンバーである構成員に御意見を伺いたいと思います。

では、佐藤部会長代理、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 ありがとうございます。椿委員、大変多岐にわたり、ボリュームのある検討をしていただき、ありがとうございます。御報告内容も非常によく分かりました。

委員がおっしゃったように、基本的な考え方、認識をいかに整理していくかということがまず重要だと思います。そして、点検のプロセスの中でこれを浸透し、共有していくことができれば、ほぼ成功につながると思います。

具体的には、それほどいいアイデアがあるわけではないですが、試行段階でマニュアルのようなものを点検されると、恐らく標準マニュアルには程遠いものが出てくるのではないかと思います。それをいかに標準マニュアルに近づけていくのかということをご各府省の中でやっていただく過程が必要になると思います。その作業の中で、人材が育成されると

いう効果が期待されると思います。また、「診断」は、基幹統計調査を対象の中心とすることが大変現実的だと思います。基幹統計調査のマニュアルを標準マニュアルに近づけるだけで、品質の安定が随分図れると存じますので、その中で、教育効果を持たせるようなことを考えてみてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

試行段階で、標準マニュアル案のたたき台のようなものを作って、これを1回使ってみればどうかという御提案であろうと思います。そうすれば、最終的に標準マニュアルの作成に直接寄与するのではないかという御意見であったかと思います。ありがとうございます。

それでは、神田委員、お願いいたします。

○神田委員 ありがとうございます。

とてもよく練られた案ですばらしいと思って聞いておりました。私からは、真ん中の項目になるのですけれども、マネジメントシステムについてです。ここについては、方針の中で明らかにすることと理解いたしました。

ただその一方で、PDCAや、監査、あるいは診断をどういう体制で回すのかということについて、もう少し具体的なイメージがあった方がいいと思います。統計幹事の役割、あるいはその方が診断全体を統括されるのかどうか、また、統計監理官は一体誰に診断結果を報告するのか、あと省庁内でこれがうまく機能しているかどうかを誰が判断し、それを最終責任者にどう報告するのかということについて、方針の中でとは思いますが、明確にしていく。その中で、横断的な要求事項を検討できる人が誰かということも踏まえながら、そういう役割分担を明確にしていくことが必要になっていくのかと思いました。

また、プロセス診断に関わる人が、各府省の中でどういう肩書で実施するのも重要だと思います。統計データアナリストについては、資格を提示するということですが、他方、プロセス診断をできる人を育てることもすごく重要になっていくと思います。統計データアナリストと同じように、統計の管理ができる人材も計画的に育てていくことが必要になってくると思います。

また、第三者の統計監理官という方のイメージが少し分かりにくいと思います。実際に「試行」しながら、来年度から始めるということで、試行はタスクフォースのメンバーの方が統計監理官になられると理解しました。しかし、来年度からどういう形で統計監理官の方を確保していくかという点について、今から議論をしていかないといけない問題ではないかと感じました。

それと、言いぶりの点ですが、今回「診断」という用語を使われている点についてです。これは「診断」にすると「監査」と比べてポジティブな印象があるという理解でいいのかどうか、よく分からなかったのです。先ほどのタスクフォースの基本方針のところ、ポジティブな雰囲気を出すという話でした。あくまでも、助言であり、支援であり、促進であるというイメージだということでした。確かに、そのイメージは正しいし、それが目的

だとは思いますが。ただ、ここの趣旨は、「診断」した結果、これが品質として保証することが仕事だと思うので、助言とか支援ではないのだとは思いますが。そこは誤解のないようにしていただきたいと思えます。私の認識が違っていたら、是非教えていただきたい。あくまで助言にすぎないと取られたら、世間的にはやや曖昧なイメージを与えてしまうと思えます。第三者の統計監理官でやるべしと決められているので、そこは明確に統計監理官や監査の目的と、実際の結果である品質保証について、統計のプロセスの質を保証するということを明確に書いていただく必要があると思えました。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

管理システムについて、どのように具体的に実施していくのかというイメージをより明確にする必要があるのではないかという御意見であったかと思えます。椿委員には、また後でまとめて御回答、コメントをいただきたいと思えます。

次に成田臨時委員、お願いいたします。

○成田臨時委員 詳細に練られておりました、とても分かりやすい御説明、どうもありがとうございました。

10 ページの要求事項案の検討資料は、上場会社における内部統制の全社統制のチェックリストと結構似ています。前回、参考資料として上場会社の内部統制制度についての説明資料を配布されているかと思えます。上場会社においては、内部統制制度として、全社統制と業務プロセス統制と決算財務プロセス統制がありますが、全社統制としてはチェック項目が 42 項目ございます。9 ページの項目を数えると 54 項目ありまして、もし 10 ページみたいなイメージのものを 54 項目作るとすると結構大変なのかなと思えます。

上場会社において内部統制制度を導入する際はどうかというと、2008 年に始まる 2、3 年前から、試行も含めて準備されました。それを踏まえると、資料 1 の点検・評価ガイドラインに基づく取組状況についての 3 ページにある令和 3 年度末までに実施予定の 142 調査で行うというのは結構大変なのかなと思えます。それで、基幹統計調査だけですと 33 調査ということなので、もし資料 2 の 10 ページのイメージのものを 54 項目作るとすると、「診断」は基幹統計調査ぐらいしかできないのではないかというのが私の想像でございます。結構大変です。

上場会社の全社統制のチェックをどうやっているかを申し上げますと、10 ページみたいなイメージのものに会社側がチェックし、その後、第三者である我々監査人が、本当にやっているかというチェックをしているイメージでございます。最後のページにある基幹統計調査を対象、中心としていくということについては、結果的にそうなるのではないかと想像しております。

また、単位についてですけれども、上場会社はどうしているかということ、こちらは業務プロセスの方ですが、例えば、売上げであれば売上げの種類ごとに業務プロセスを作っている、こちらの統計作成プロセスについても、統計を発表される単位でプロセスを作られていった方がよろしいのではないかと思えます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

民間の御経験に基づいた具体的な御提言でございます。よく整理されているけれども、実際やるとなると相当大変かもしれない可能性があること、そして診断の単位も、まずは個々の統計調査を単位としてやった方がいいのではないかという御意見であったかと理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、西専門委員、お願いいたします。

○西専門委員 ありがとうございます。ここまでのタスクフォースの検討状況が詳細に把握できました。ありがとうございます。

その上で、私からは主に3点目の部分、「PDCAサイクル確立に向けた取組の充実に向けて」というところで、コメントがございます。

まず一つ目が、先ほど前段の議題でありました点検・評価の取組と第三者監査の動きというのをできるだけ全体で一体化した方がいいのではないかとこのところでございます。先ほどの点検・評価の取組は恐らく内部監査に近い位置付けになるかと思っておりますので、その結果を第三者監査で見ていくというスキームをできるだけ分かりやすくセットにしていく方が、独立した動きにならないのでいいのではないかと思ったのが1点です。

それから2点目が、神田委員の御意見と近いのですが、第三者監査を誰がやるかというのも非常に大きなポイントかと思っております。これは多分チェックする側のスキル、椿委員のようにきちんと規格の中身とか要求事項を御理解いただいている方がしっかり関わればいいのですが、多分チームを作っていくかといけないと思っておりますので、そのあたりのチェックする側のスキル、体制をどういうふうにつくっていくかというところを、試行段階でも検討していく必要があるのではないかと考えています。

その上で、これらの要求事項を各府省の御担当にどう理解していただくかも非常に大きなポイントだと思っております。取組の全体像の理解も必要になりますし、要求事項の求めていることと、どういうふうの評価されるかというところを、各府省の御担当に御理解いただくのは相当難しいのではないかと考えています。

我々の会社でも、品質管理規格のISO9001などを取得しておりますけれども、定期的に管理職研修をやりまして、新任のマネジメントに品質管理の要求事項はこういうことだという研修の取組もやっていますので、定期的に周知していくような仕組みも要るのではないかと考えています。

16ページの真ん中の「単位」というところですが、基本的な流れとして私が想定しているものは、総務省で標準マニュアルを出されて、各省でマニュアルを作ってみる。それに対して総務省が点検をするか、各省でそれに基づいて自己点検をしてもらうという流れかなと考えています。

ISOの規格の考え方に沿いますと、そこで自分たちで膿を出して、1回見直し案を考えてみる。それを自分の組織のトップマネジメント、統計幹事とかに相当すると思うのですが、そこに報告をして、ある意味、お墨つきや改善の指示を受ける。そこまでの状態に対して、外部の監査を加えていくというのが大きいプロセスかなと考えていますので、基本的な流れも総務省の方である程度まとめていかれることが必要なのではないかと考えて

います。

コメントは以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

大変端的かつ明確にいろいろなことを教えていただきました。まず内部で自分たちでもきちんとしたチェックができること、これが最も重要で不可欠であると思いますが、それに加えて外部、つまり第三者のチェックを行うわけですが、これはインテグレートしてやらなくてはならないということだと思います。おのおの独立してしまいますと、必ず問題が起こってきますし、無駄が多いように思います。

そして、先ほど神田委員からも御指摘がありましたように、第三者監査は一体誰がやるのか、これもある程度は試行の段階で決めることができるように情報収集や検討が必要ではないかということ、そして実際に内部でチェックをする各府省の担当者が、どういふことを要求されていて、どういふふうに「診断」が行われて、自分たちはどうしていくべきなのかということを実際に理解して徹底すること、これは「言うは易し、行うは難し」ということにならないように、そのための「試行」が大切であると思います。そう簡単にはできないことを、お互いに理解してコミュニケーションをとって行っていくことが大事だと思います。

そして、個別の段階だけではなく、段階間の流れ、そしてシステムを基本的にまとめていく必要があるという御提言をいただいたかと思えます。ありがとうございました。

これまで、委員をはじめ、構成員の皆様からの多くの御発言、御提言をいただきましたけれども、次に、タスクフォースに参加をされております川崎委員と篠専門委員から、御意見などございましたらお願いいたします。

川崎委員、よろしく願いいたします。

○川崎委員 ありがとうございます。

今いただいた御意見は本質を突いた大変大事なポイントばかりだったと思います。これはタスクフォースの仕事なのか、それとも総務省の仕事か、その辺りの切り分けは私も十分承知しておりませんが、これからまとめていくことが是非必要だと思います。

その上で、今回、検討してみても私なりの思いを申し上げます。幾つかありますが、実はタスクフォースで議論をしていますと非常に悩むのが、どうしてもプロセスで一つ一つ、この基準でいいのかというふうに見ていくものですから、「木を見て森を見ず」になりやすかったということがあります。でも、全体を取りまとめてみて、バランスよくできたのかなとは思っております。

そういう意味で、ミクロも大事ですがマクロが大事で、残念ながらタスクフォース全体でそのマクロの部分をしっかり議論する時間がなくて、言わば要求基準だけができ上がった格好ですので、これをどう運用していくかというのは、更にしっかり詰めていかなければいけないと思います。

また、各府省がやる気を持って取り組んでいただかなければいけないということが何よりも大事だというのは、皆さんがおっしゃるとおりで、それには背景をよく理解することが重要です。この取組の背景の一つは危機意識があったわけで、そもそも2年前の大きな

問題があって、それに対応するということがあったので、そういう危機意識の共有が必要です。

もう一つは、単に危機意識があって、失敗してはいけないから何とかするというネガティブな面だけでなく、対国民サービスをいかに向上していくかという共通の目標みたいなものを持って取り組んでいただかなければいけない。それをこの取組を推進する中でうまく訴えかけるメッセージを作らないといけないのではないかと思います。そういうことで、動機づけをしっかりとやっていくというのが、今日、今までの意見に加えて大事なかなと思うので、それを誰がどういう言葉で発するかも含めて更に詰めていければと思っています。

以上です。

○津谷部会長 川崎委員、ありがとうございます。

ミクロとマクロとの関係、「木を見て森を見ず」とおっしゃいましたけれども、さまざまな事柄についての詳細な審議、検討、そして具体的な御提言をいただくために、この専門家によるタスクフォースをお願いしておりますので、より大きなマクロのことは部会でお話させていただき話し合うことにするというので、切り分けるまではいきませんが、ある程度の役割分担をしていると理解をしております。

川崎委員がおっしゃったように、担当部局にやる気を持って前向きに取り組んでもらうことが何よりも大切であると思います。皆様御存じのように、政府統計調査の点検・検証は、毎月勤労統計調査に端を発して、政府統計全体が危機に陥る事態になりました。これはマスコミその他にも取り上げられました。その危機意識は確かに共有されていると思いますが、これからはより前向きに、そしてやる気を持ってもらえるような目標を定めて進めていくことが、よりよい政府統計を作成して提供していくことにつながると私も思います。

次に、篠専門委員、御意見がありましたら、お願いいたします。

○篠専門委員 ここまでお話しいただいたことは、全てそうだと思うことがたくさんあって、とても参考になりました。それらも絡めて、三つそれぞれについて少し言いたいことがあります。

最初に、一番下の「PDCAサイクルの確立に向けた取組の充実に向けて」というところでございます。今回の話の中でもたくさん出ましたけれども、統計調査の品質確保や、改善のための素材とか道具というのは、色々なことをやっている、様々な場面がある。先ほどあった点検・評価もそうですし、第三者による診断もそうでしょう。そのようなことがそろそろ見えてきたので、全体像が1枚の絵にできればいいなというのが一つでございます。

そうするためには、例えば、ここで書かれている点検・評価と第三者診断の関係みたいな話が当然整理されていなければいけないわけですが、西専門委員がおっしゃっていたように、点検・評価を内部監査的な位置付けとして、それも含めて「診断」を行っていくことにしておくのが分担としてはいいのかと思いました。

次は、1番目の範囲についてです。書かれているように、重要な統計とか、リスクの大

きい事項を対象とすることになるかと思いますが、重要な統計というのは、規模の大きい基幹統計調査などではないかと思うわけです。それなりに手順書等も作成されていて、「診断」としては適切な実施と記録がきちんとできているかといった確認に重点が置かれそうな気がします。

一方で、一般統計調査は、先ほどのお話の中でも、省庁によっては、手順等の整備が不十分な場合もあるということであれば、当然点検・評価も不十分であると思いますので、どんな点に着目して統計調査を進めればよいのかということを経験共有していくためにも、こんな観点で見えていますよ、こういうところがポイントですよということを情報共有して、ほかの一般統計調査の質の向上にも資するような意味合いで、典型的な一般統計調査も候補に入れていただけるといいかなと思います。そこで審査をすることで、こんなことを外部的な目は気にするのだとか、こういうところが十分できていないといけないのだということが共有できると、点検・評価の面でも活かせるでしょうし、質が向上していくことも考えられるのかなと思います。実施とその結果の共有で、他の同様な調査にも宣伝効果とか教育効果があるのではないかと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

確かにPDCAサイクルの確立は最終目標の一つです。これについて、今回もいろいろな局面で御意見をいただきましたが、全体像をシステムとして示すことが必要ではないか。そうすれば、それがこれからも実行され、更に改善されて、継続して発展するというものにつながるのではないかと思います。1枚の絵という表現をお使いになりましたけれども、本部会としても、恐らくそれが目標になっていくと思います。

何よりも担当府省の内部点検・評価がきちんとなされることが最も重要であり、外部からの点検によって指摘されるということになると、どうしても後ろ向きの否定的なものになってしまうかと思いますが、内部点検・評価をいかにやっていただけるようにすることかということをご検討していただきたいと思います。

そして、診断の単位ですけれども、基幹統計調査から始めるのが一般的なやり方で、恐らくそれがよいのではないかと思います。一方、一般統計調査は数も多くばらつきがございます。ある程度定期的に実施されているものから、そうでない単発のものまで、たくさんありますので、ここで一般化はできませんが、御指摘のように、点検・評価のポイントを周知して共有することができれば、一般統計調査についても、PDCAサイクルの確立という目標の中にきちんと組み込んでいけるのではないかと思います。大変有用な御意見をいただきました。私もそう思います。

先ほどからいろいろ御質問も出ております。これまでの御発言、御意見はいろいろございますが、タスクフォースの座長であられる椿委員から御意見がございましたら、ここでお願いいたします。

○椿委員 どうもありがとうございます。

タスクフォースでは要求事項を主として検討してまいりました。それに対しても、高所から非常に貴重な意見をたくさんいただけたと思います。実際に今回いろいろな動きが平行で行われているわけですけれども、例えば、標準マニュアルというものがまずでき

る。これは基幹統計調査にしても一般統計調査についても、一つのプロセス、システムに基づいて仕事をする事になり、それがあからこそ、例えば、「診断」ができるようになる。何もないところではできないので、まさにこれはもう密接関連で、佐藤部会長代理のおっしゃっているとおりだと私も思いました。そういう形になっていかなければと思いません。

その次に、人の問題です。「診断」を行う専門性、例えば、ISOですと、審査員、主任審査員は資格制度として確立しているわけです。それに近いものができるかどうかというのは、おっしゃるとおりの課題だとは思いますが。経験なしにそういうことができるということではなくて、当然審査員というのは経験を経て育成されてくるということがあるので、そういう活動を考えていかなければならないだろうと思うわけです。もちろん現在ISO 20252に基づく調査プロセスに関しても、審査員の資格制度があると承知していますけれども、そういうものについて、国の中でそこまでやるのかどうかということに関しては、これからもう少し議論をしなければならないだろうと思いました。これが先ほどの統計監理官という方々がどういうものになるのかということに直接つながってくるかとは存じません。ISO 20252にしても、ISO 9001に関しても、先ほどからあるように社内の研修などをきちっとやっているということもあると思しますので、これは公的統計といいますか、政府内におけるその種の研修とか、人材育成事業自体にも密接に関わるだろうと思っています。

それから、「診断」という形で、ポジティブにするということで「監査」という言葉を選んでいるということですが、これも結局監査の手間、あるいは監査自体で、例えば、適合しているか不適合であるかということは明確に「診断」であってもやるという方向で、やはり不適合であるということは、それなりにきちっとしたものをしていかなければいけない。

また、成田臨時委員から御指摘のあったように、「診断」を全ての項目についてやるのかということについては、統計調査のプロセスの中では、この調査においてはこの部分は該当せずという話がかなりあると思えます。ですから、チェック項目自体は相当広範になるにしても、非該当部分が多いということがあると思えますので、そういうところが今後「試行」の中でどれくらい整理、整頓できるかということはあるかと思えます。成田臨時委員がおっしゃられた内部統制に関する色々な進め方については別途勉強して、参考にさせていただければと思うところです。

それと、西専門委員から端的に御指摘いただいたことは全くそのとおりで、いろいろな活動の関係性が重要だということは申し上げたとおりですが、府省に対して、ある意味で、二重の管理体制にならないよう、適切なプロセスというものを明確にして、この部分はここがきちっとやるということで、著しく重複することは避けるべきだというのは原則として考えていく必要があると思っていました。

また、その他の委員の方からいただいた意見というのは、全てそのとおりであると思えます。問題はこのタスクフォースのミッションとする部分と、先ほどの方針という形で、まさにこの部会で考えること、場合によっては、統計委員会なり、各府省の統計のトップ

の方々に考えていただかなければいけない部分も多々あるのだらうと思います。

一応タスクフォースとしては、マネジメントに関わるような要求事項も、ジェネラルに掲げていこうとはなっておりますけれども、是非その辺りにつきましても上位方針ときちっと整合するような形で整理させていただければと思うところです。

限られた時間で全て答えているかどうか分からないですけれども、以上でございます。

○津谷部会長 椿委員、非常に具体的なお答えをたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。

椿委員も指摘されておられますように、確かにタスクフォースと本部会、更には統計委員会との役割の切り分けが必要であることは当然のことながら、三者間のコミュニケーションを密にして、一度に全て決めることはできませんので、インタラクティブに、双方向のコミュニケーションを活発化して、これからもタスクフォースで検討いただいている具体的な検討事項についての考えを伺いながら、この部会からも色々な考えを述べさせていただいて、最終的に1枚の絵を描いていけるようにしていきたいと私も願っております。今後とも皆様方の御意見、御協力、御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

ここまでで御発言が一巡したわけですけれども、さらに御意見、御提言がございましたら、お願いいたします。チャットで書いていただいても構いませんし、一声かけていただいても構いません。よろしいでしょうか。

タスクフォースのメンバーの皆様には大変御苦勞をかけております。月1回ぐらいのペースでタスクフォース会合を開いていただいておりますが、そのたびに検討内容の概要を伺っております。今回はそれらをまとめて、本当に多岐にわたる多面的な、ある意味非常に難しいことをここで明確かつ簡潔に御説明いただきました。大変有益かつ有意義なステップであったと考えております。本当にありがとうございました。

まだ御意見があるかもしれませんが、そろそろ時間も来ております。本日の部会の2番目の議題であります第三者監査に関する要求事項・方針等の検討については、ここまでとさせていただきたいと思います。

簡単に整理をさせていただきますと、椿委員の御報告を元にいたしまして、タスクフォースにおける要求事項等の詳細かつ具体的な検討が、昨年開催いたしました第1回部会の審議結果も踏まえて進められていることをここで確認をさせていただきました。そして、これまでの審議の方向性について特段の異論は認められなかったというよりは、むしろ非常に前向きな御評価を委員、臨時委員、専門委員の皆様からいただいたと理解しております。

また、椿委員から課題の提起をいただき、それについて議論を行いました、特に統計作成プロセス診断の実施に際しての三つの課題について、構成員の皆様方から御意見をいただきました。

そして、要求事項等の検討から入ったわけですが、今後の方針の検討に向けて、統計作成プロセス診断については、予定されている6月から9月の「試行」の結果も踏まえて、恐らくまず基本統計調査から順次取組を進めていくことになろうかと思っております。ただ、一般統計調査についても、点検・評価のポイントを共有していくということで、中心は基幹

統計調査だけれども、一般統計調査もできれば対象とするということで取組を進めていく。そして、メリハリを付けた現実的な対応を目指していきたいと思います。

そして、統計作成プロセスの診断についてですが、これは統計作成の実施担当部局課室を対象としておりますが、マネジメントにつきましては、「診断」事項によっては、課室横断的な、より広い取組が必要となるので、それを対象にするということ、そして、統計作成プロセス診断の取組については、本格的な実施に向け、点検・評価ガイドラインの取組と一体的に、インテグレートした形で進めていき、各府省の負担の軽減、取組の実効性、そして前向きな取組ができる環境の確保を図っていくことなど、今後検討の方向性をここで確認させていただいたと理解しております。

タスクフォースの皆様におかれましては、以上のような方向性や本日の御意見、御提言も踏まえ、更に検討を進めていただきたいと思います。そして、その結果を随時、本部会で御報告いただき、ここでまた話合いの機会を持つことにしたいと思います。このような整理でよろしいでしょうか。御苦労をおかけいたしますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局から、どうぞ。

○重里総務省統計委員会担当室次長 取りまとめのところで話を挟ませていただきます。先ほど部会長がおっしゃっていた「試行」は6月から9月ということでしたが、6月から9月は試行の準備というか、検討の期間でございまして、実際の「試行」は10月から、それでもうまくいけばということで、その辺りを目標に頑張っていきたいということでございますので、事実関係について補足させていただきます。

○津谷部会長 申し訳ございません。今年度、つまり2022年3月までを一応の目標として頑張っていきたいと思います。まず、本年9月までに準備をして、10月から「試行」に取りかかっていきたいということですが、試行をやってみないとどれぐらいの時間がかかるのかについては予想がつきません。とはいえ、タイムラインを策定して、それに沿ってやっていくという方向性は大切です。ただ現実的な対応は必要ですので、スケジュールについては、いろいろな局面で調整をさせていただくということで、先ほどの試行の期間準備を9月まで、10月以降に「試行」を実施というように訂正させていただいた上で、先ほどの整理ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日用意いたしました議事は大きく二つございましたが、以上となります。議題ごとに私から簡単に整理をさせていただきました。時間がきておりますので、再度ここで繰り返すことは避けたいと思います。

ただ、先ほども申しましたように、点検・評価ガイドラインに基づく各府省の取組状況を共有させていただき、意見交換させていただきましたが、各府省の取組はおおむね順調に進んでいるのではないかと御評価をいただいたと思います。

この取組は公的統計の信頼を回復するための重要なミッションでございますので、これからも事務局を中心に、各府省一体となって取組の定着、推進を図っていただくようお願いしたいと思います。本部会としても、今後の取組状況を踏まえつつ、必要な支援等を検

討していくということで、お役に立ちたいということでございます。

次に、要求事項等検討タスクフォースの会合の内容について、椿委員からこれまでの審議状況について非常に簡潔に、かつ重要な御報告をいただいた上で、論点を絞って御議論いただきました。

先ほど取りまとめたような方向性に沿って、今後も更に検討を進め、6月から9月の試行の準備、そして10月から「試行」が行われ、「診断」を実施した上で、さらに議論を重ねた上で結論を得るといった今後の検討スケジュール、計画案についても、ここで確認させていただいたということでございます。本日いただいた御意見や御提言につきましては、今後のタスクフォースの審議に活かしていただくようお願いしたいと思います。

本日の部会の審議結果は議事概要に取りまとめ、構成員の皆様に御確認いただきますので、よろしくお願いたします。皆様方に御確認をいただいた議事概要は、次回の統計委員会が今月末に開催されますが、そこで私が御報告させていただきます。なお、報告の際に使用する資料等の詳細は私に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれまでといたしたいと思います。大変有用な御意見をいただき、本当にありがとうございました。

次回の部会の日程につきましては、タスクフォースにおける審議状況や、「試行」の実施状況を勘案いたしまして、改めて御連絡を差し上げます。今日は本当にありがとうございました。